

令和3年7月21日

令和3年度第1回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会の開催について

令和3年度第1回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会を下記のとおり開催します。

記

- 1 日時 令和3年8月5日（木）午後2時から
- 2 場所 スペースアルファ三宮 特大会議室
神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 センタープラザ6階
- 3 議題
 - (1) 令和2年度後期高齢者医療制度の実施状況等について
 - (2) 医療費の動向について
 - (3) 第2期データヘルス計画中間評価について
 - (4) ジェネリック医薬品の普及啓発について
 - (5) 重複頻回受診者訪問指導業務について
 - (6) 令和2年度健康診査・特定健診実績について
 - (7) 保健事業と介護予防の一体的な実施について
- 4 傍聴の定員 10名
- 5 傍聴の手続
傍聴を希望される場合は、午後1時30分から午後1時50分までに、受付にて傍聴の手続きをお願いします。先着順にて受付いたします。
- 6 その他
マスコミ関係者で傍聴を希望される方は、あらかじめ担当までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

(参考資料) 懇話会設置要綱 (別添1)、懇話会委員名簿 (別添2)

(連絡先) 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課 総務係
電話 078-940-5501

兵庫県後期高齢者医療制度懇話会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の円滑な実施に資するため、兵庫県後期高齢者医療制度懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 給付事業に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、後期高齢者医療制度の円滑な実施に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する委員 5名以内
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5名以内
- (3) 公益を代表する委員 5名以内
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3名以内

2 委員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要のつど会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席し、かつ第3条第1項各号に規定する委員1人以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療制度懇話会委員名簿

令和3年7月1日現在

区 分	氏 名	公 職
公益を代表する委員	◎ 足立 正 樹	神戸大学名誉教授
	○ 山下 眞 宏	兵庫県立大学名誉教授
	衣 笠 葉 子	近畿大学法学部教授
	若 生 留 美 子	生活協同組合コープこうべ理事
	生 安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	松 本 卓	兵庫県医師会副会長
	北 村 嘉 章	兵庫県医師会常任理事
	三 浦 一 樹	兵庫県医師会常任理事
	森 田 健 司	兵庫県歯科医師会副会長
	西 川 真 司	兵庫県薬剤師会常務理事
被保険者を代表する委員	増 田 賢 蔵	兵庫県老人クラブ連合会副会長
	原 孝	兵庫県連合自治会会長
	政 井 小 夜 子	兵庫県連合婦人会副会長
	山 本 孝 子	神戸市婦人団体協議会会長
	上 野 俊 彦	神戸市老人クラブ連合会副理事長
保険者を代表する委員	森 口 裕 一	健康保険組合連合会兵庫連合会常務理事
	戸 梶 靖 男	全国健康保険協会兵庫支部企画総務部長
	松 本 秀 文	相生市市民生活部長

◎ 会長 ○ 副会長